参考資料３
令和２年７月３日
質保証システム部会
（第１回）資料６

中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会

基礎資料

令和２年７月

資料目次

１.我が国における大学の質保証の概要
２.大学改革の状況等
３.大学設置基準等（参考）
４.設置認可（参考）
５.認証評価（参考）
６.参考資料

1.我が国における大学の質保証の概要

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム（～平成１５年）

◯我が国の公的な質保証システムは、従来、**設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型**であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成３年２月８日 大学審議会）】

◯**大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるもの**であり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。

◯このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう**大学設置基準を大綱化**するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための**自己点検・評価のシステムを導入**する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある。
- **大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず**、各大学が学則等において自主的に定め得るようにすることが望ましい。
- **大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討**することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し）→ 自己点検・評価の公表を義務化（平成１１年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、**不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていく**ことが必要。
- 大学の評価については、**各大学自身による自己点検・評価が基本**。

【２１世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成１０年１０月２６日 大学審議会）】

◯**大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務**である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を**広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要**。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成１１年～）

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成１５年～）

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成１４年８月５日 中央教育審議会）】

○ 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、**大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべき**との意見。

○ 我が国の行政システム全体の動きとして、**国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向**。

○ 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

⇒ 設置認可の在り方の見直し（平成１５年～） （見直し）→ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成２５年～）
【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】

⇒ 第三者評価制度の導入（平成１６年～） （見直し）→ 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成３０年～）
【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】

※上記の他にも継続的に見直し・改善を実施

⇒ 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成１５年～）

【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成１７年１月２８日 中央教育審議会）】

○ 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。

○ 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、**自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示**することが求められる。

⇒教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成１９年～） （見直し）→ 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成２３年～）
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

3

平成15年の質保証に関する制度改正（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第１次答申」（平成１３年１２月）
高等教育における自由な競争環境の整備
・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成１４年８月））

「**国の事前規制である設置認可を弾力化**し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、**大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備**する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し
・**設置認可の対象の見直し（届出制の導入）**
・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入
・**国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価**
・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置
・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

①設置認可の見直し
（平成１５年度審査（平成１６年度開設）より適用）

○届出制度の導入　（学校教育法の改正）
○抑制方針の撤廃　（審議会内規の廃止）
○設置審査の準則化　（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入
（平成１６年度より適用）
（学校教育法の改正）

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入
（平成１５年度より適用）
（学校教育法の改正）

我が国の大学の質保証のイメージ図

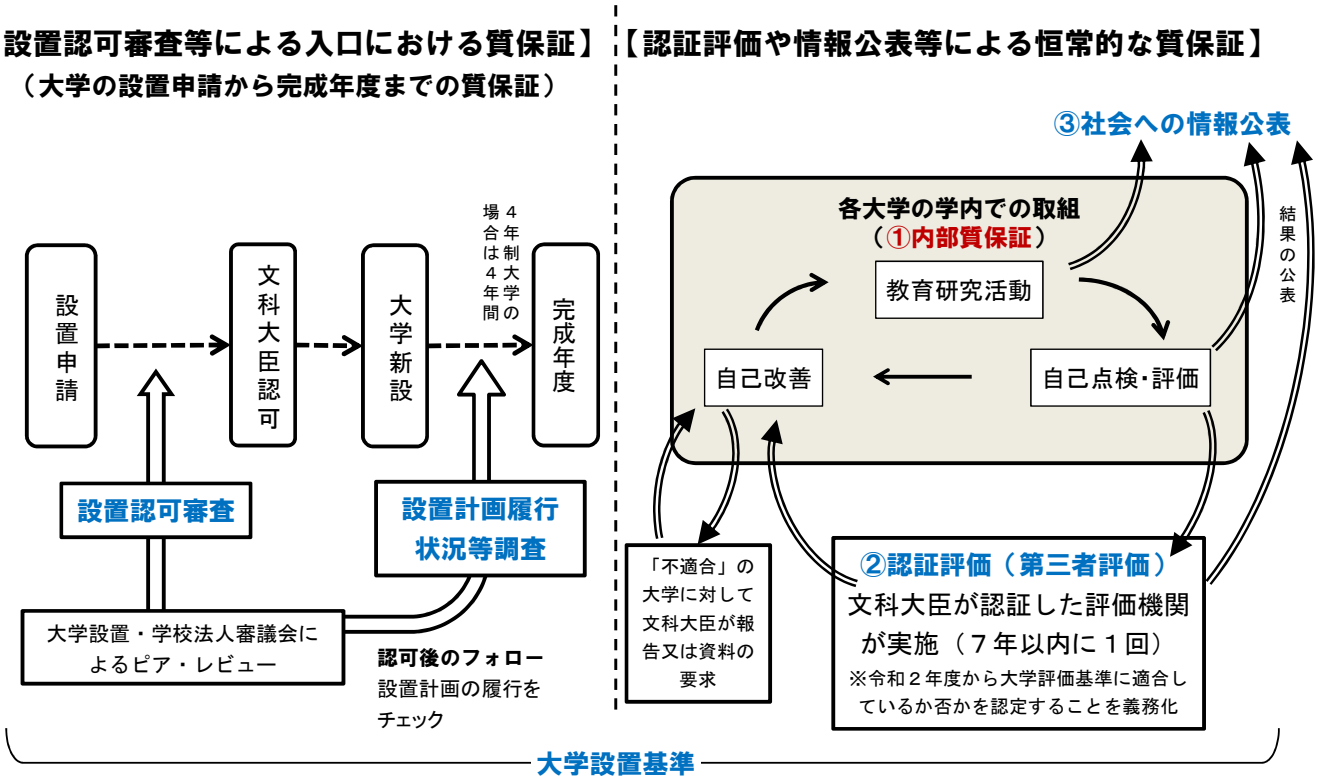

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

第三条　学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条　校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）

（趣旨）

第一条　大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

２　この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

３　大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆
- ○趣旨
- ○教育研究上の目的
- ○入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆
- ○学部・学科・課程
- ○学部以外の基本組織

◆教員組織◆
- ○教員組織
- ○授業科目の担当
- ○専任教員

◆教員の資格◆
- ○学長、教授等の資格

◆収容定員◆
- ○収容定員

◆教育課程◆
- ○教育課程の編成方針・方法
- ○単位
- ○授業期間
- ○授業の方法
- ○成績評価基準等の明示
- ○組織的な研修
- ○昼夜開講制

◆卒業の要件等◆
- ○単位の授与
- ○履修科目の登録の上限
- ○他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- ○長期履修・科目等履修生
- ○卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆
- ○校地・運動場・校舎等施設
- ○校地・校舎面積基準
- ○図書等の資料及び図書館
- ○附属施設
- ○機械・器具等

◆事務組織等◆
- ○事務組織
- ○厚生補導の組織

◆共同教育課程に関する特例◆

◆国際連携学科に関する特例◆

◆雑則◆
- ○外国に設ける組織
- ○段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

○大学、大学の学部、大学の学部の学科
○大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
○短期大学、短期大学の学科
※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【設置認可の流れ】

①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前年度3月末）
②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設5ヶ月）
④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

○**学校教育法や大学設置基準等の法令に適合**すること。
○学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
○既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
○医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
○虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕
・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕
・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教員組織〕
・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕
・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査
・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

大学等の設置認可・届出件数の推移について

○ 平成１６、１８年度に申請件数が増加し、その後は減少傾向にあったが、専門職大学の開設初年度である平成３１年度から増加に転じている。
○ 設置届出制の導入後，設置総件数は増加したが，平成１９年度以降は減少傾向にある。

・設置届出制を導入
・準則主義の開始
（平成１６年度開設分）

法科大学院の認可が集中
公立：２　私立：４６

薬学関係学科の届出が集中
公立：６　私立：６２

専門職大学制度の導入

開設年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
大学等	申請	22	30	20	20	15	25	18	24	17	14	17	8	10	9	5	6	5	1	9	8	20	24
	認可	22	29	20	20	15	25	18	20	15	13	15	5	8	9	3	5	3	0	8	7	7	11
学部・大学院等	申請	204	323	320	277	266	197	110	110	96	85	66	65	54	59	59	63	62	55	59	61	49	48
	認可	201	321	318	271	262	171	109	106	85	74	63	61	44	44	43	58	60	50	53	60	42	38
届出							277	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	117	128	150	78	112
設置総件数		223	351	338	291	277	473	392	486	345	346	315	292	209	236	187	186	171	168	190	218	140	174

※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

設置計画履行状況等調査

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】

調査期間
5月～1月頃

書面調査

（調査対象校に対して「設置計画履行状況報告書」の提出を求め、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況、授業科目の開設状況など設置計画の履行状況等について書面で確認）

※必要に応じて実施

実地調査

面接調査

調査結果に応じて、指摘事項を通知、3月に公表

※結果については、認証評価団体等にも同時に通知。

指摘事項（法令違反）	指摘事項（是正）	指摘事項（改善）
法令違反と認められる事項があり、設置者にその是正を求める事項	計画が適切に履行されておらず、確実な履行を求める事項があり、設置者にその対応を求める事項	充実や改善が望まれる事項があり、設置者に対して充実等を要望する事項

次年度の「設置計画履行状況報告書」（5月）において、指摘事項に対する対応状況を確認

・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

設置計画履行状況等調査の実施状況（平成27～令和元年）

		H27	H28	H29	H30	R01
調査対象校		450校	443校	412校	442校	437校
うち，指摘が付さなかった大学等		180校	206校	204校	324校	330校
うち，指摘が付された大学等		270校	237校	208校	118校	107校
	指摘事項（改善）	269校	237校	208校	108校	104校
	指摘事項（是正）	10校	2校	5校	18校	9校
	指摘事項（法令違反）	-校	-校	-校	0校	0校

（注１）同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上。
（注２）平成２９年度以前は、意見レベルは「警告」「是正意見」「改善意見」の３区分となっており、「警告」「是正意見」は「指摘事項（是正）」に、「改善意見」は「指摘事項（改善）」に含めている。

認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】
①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務
※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、第3サイクル目

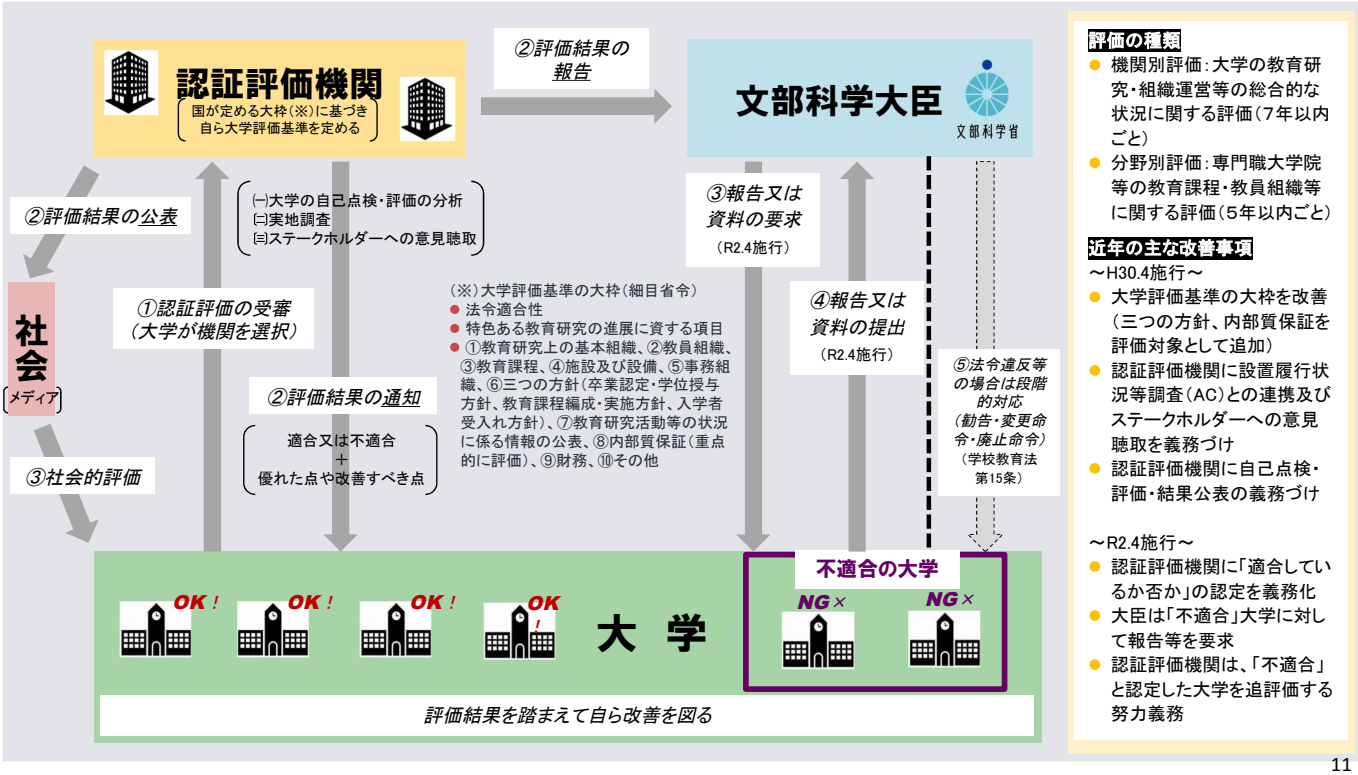

評価の種類
- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価（7年以内ごと）
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価（5年以内ごと）

近年の主な改善事項

～H30.4施行～
- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～
- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

認証評価の実施状況①

令和2年7月時点

機関別認証評価

認証評価の実施校数（延べ数）

認証評価実施校数：２，４６６大学（※１）
（適合数　：２，３６４大学）
（保留数　：　８３大学）
（不適合数　：　１８大学）（※２）

「保留」に対する再調査 →
再評価適合　：６２大学
再評価未受審：　９大学
再評価不適合：１２大学（※２）

※1 平成24年度認証評価結果取消：1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

不適合大学（延べ３０大学※２の合計）に対する主な指摘

○管理運営関係（規定や体制の未整備等）
○定員管理関係（収容定員の未充足）
○自己点検・評価体制関係（体制や活動の不足等）
○財務状況関係（経年的な支出超過等）
○入学者選抜関係（公平性確保の不足）
○専任教員関係（専任教員数の不足）

不適合大学（実数２９大学※３）の現状

○存続している大学数：２６大学
（不適合後の評価結果が適合の大学：１２大学
直近の評価結果が不適合の大学　：１４大学）
○廃止された大学数　：　３大学
（学生募集を停止した大学　：２大学
設置者の変更がされた大学：１大学）
（※３）不適合大学の実数：２９大学（本評価において２回不適合の判定を受けた大学あり。）

法科大学院認証評価

認証評価の実施校数（延べ数）

認証評価実施校数：　１８１大学
（適合数　：　１４１大学）
（不適合数　：　４１大学）（※４）

「不適合」に対する再調査 →
再評価適合　：１６大学
再評価未受審：２２大学
再評価不適合：　４大学

不適合大学（延べ４１大学※４）に対する指摘

○教学関係（授業科目の系統的・段階的配置の不足等）
○専任教員関係（一部科目での適格性のある専任教員の未配置）
○入学者選抜関係（公平性確保の不足）
○自己点検・評価体制関係（体制や活動の不足等）
○定員管理関係（収容定員の未充足等）

不適合大学（実数３６大学※５）の現状

○存続している法科大学院　　：１１大学
（不適合後の評価結果が適合の大学：８大学
直近の評価結果が不適合の大学　：３大学）
○学生募集を停止した法科大学院：２５大学
（不適合後の評価結果が適合の大学：１０大学
直近の評価結果が不適合の大学　：１４大学）
（※５）不適合法科大学院の実数：３６大学（本評価で２回不適合を受けた大学あり）
（※６）存続している法科大学院の実数：３５大学、学生募集を停止した法科大学院の実数：３９大学

認証評価の実施状況②

令和2年7月時点

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
		第1サイクル							第2サイクル							第3サイクル		
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	233	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	2,466
評価結果	適　合	32	83	135	200	167	225	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	2,364
	保　留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	6	3	0	83
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	4	0	1	18
再（追）評価（※2）	適　合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	62
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	12
廃止した大学のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	2

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
		第1サイクル					第2サイクル					第3サイクル					第4サイクル	
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	2	183
評価結果	適　合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	2	142
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	41
再（追）評価（※3）	適　合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	0	26
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4
学生募集を停止した法科大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		–	–	–	–	3	–	–	–	1	2	3	2	–	1	2	–	14

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
		第1サイクル					第2サイクル					第3サイクル					第4サイクル	
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	254
評価結果	適　合	0	0	0	0	19	13	21	15	13	33	15	26	11	17	36	24	243
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	10
再（追）評価（※4）	適　合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4
学生募集を停止した専門職大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	2

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

大学の情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)
第二条の二　大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。*（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）*

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
第百十三条　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

【学校教育法施行規則】
第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一　大学の教育研究上の目的に関すること
二　教育研究上の基本組織に関すること
三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
四　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
五　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
六　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
七　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
八　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
九　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
２　大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
３　第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
第一条　学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～四　（略）
２　前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～ヘ　（略）
ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
チ～ヌ　（略）

公表を行った教育研究活動等の情報

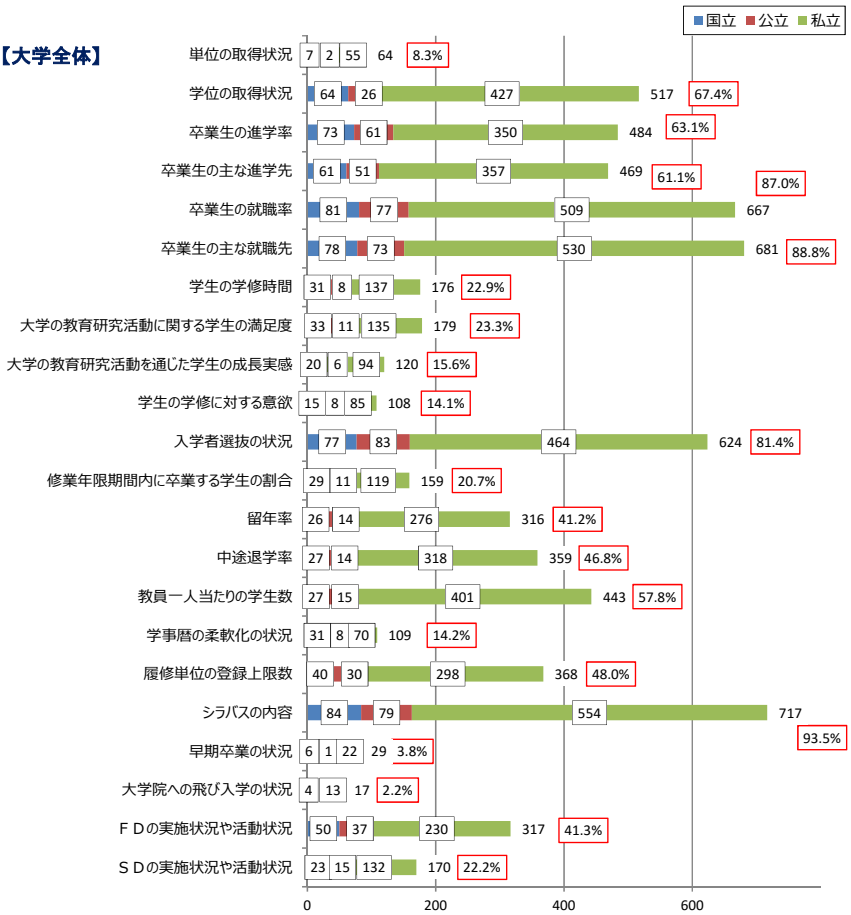

【出典】:文部科学省「平成29年度の大学における教育内容等の改革状況について」

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。
→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成２７年３月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報の発信を開始。（https://portraits.niad.ac.jp/）

【大学単位で公表する情報】
- 大学の基本情報
- 大学の教育研究上の目的等
- 大学の特色等
- 教育研究上の基本組織
- キャンパス
- 評価結果
- 学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】
- 教育研究上の目的と３つの方針
- 学部・研究科等の特色
- 教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- 資格
- 入試（入学者数、入試方法等）
- 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- 学生（収容定員、学生数）
- キャンパス
- 費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- 進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

2.大学改革の状況等

大学における教育内容等の改革状況について

〇三つの方針の達成状況を点検・評価している大学

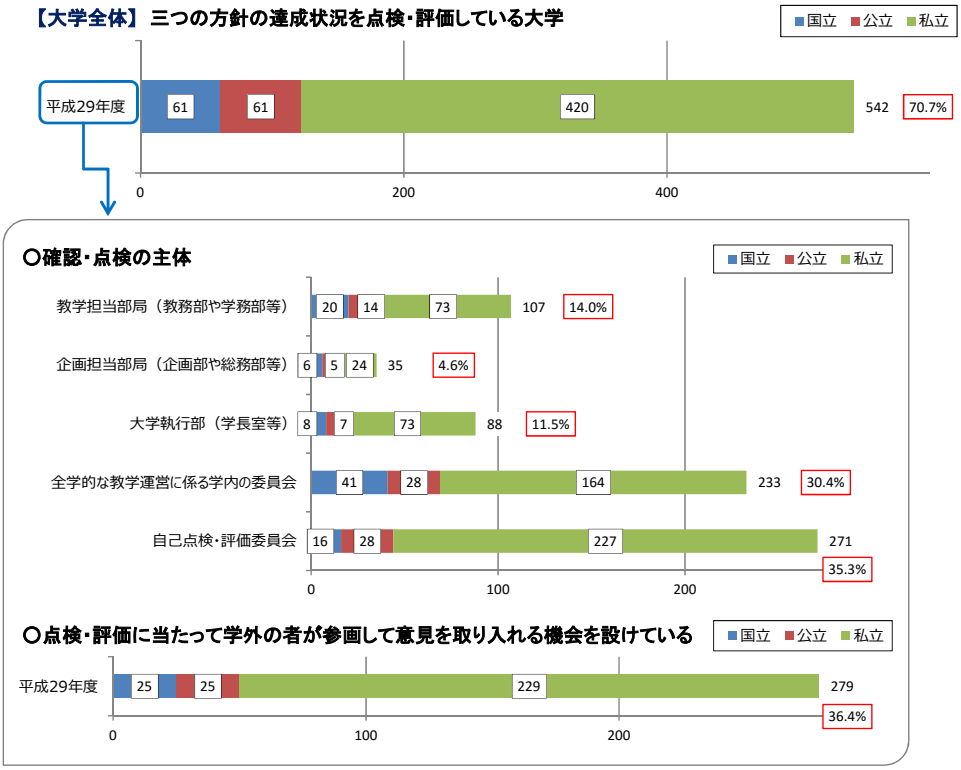

大学における教育内容等の改革状況について

○授業科目・教育課程の編成・実施関係

・ナンバリングを実施する大学：260大学（48%）
・履修系統図（カリキュラムマップ、カリキュラムチャート）を活用する大学：533大学（72%）
・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学：629大学（85%）
・能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実際に行っている大学：676大学（91%）
・大学全体を定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学：597大学（80%）
・TAを配置する大学：507大学（66%）
・学修ポートフォリオを提供する大学：275大学（36%）
・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学：377大学（51%）
・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学：739大学（99%）
・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学：730大学（98%）
・シラバスに準備学習に関する具体的な指示を記載する大学：632大学（85%）
・シラバスに準備学習に必要な学修時間の目安を記載する大学：346大学（47%）
・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学：728大学（93%）
・全ての科目について政先評価基準をルーブリックにより明示する大学：34大学（5%）
・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学：159大学（21%）
・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:245大学(33%）

○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

・GPA制度を導入している大学：688大学（93%）
・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学：581大学（78%）
・GPAを退学勧告の基準としている大学：154大学（21%）
・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:639大学（86%）
・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学：393大学（53%）
・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学：33大学（4%）
・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:376大学（51%）

情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

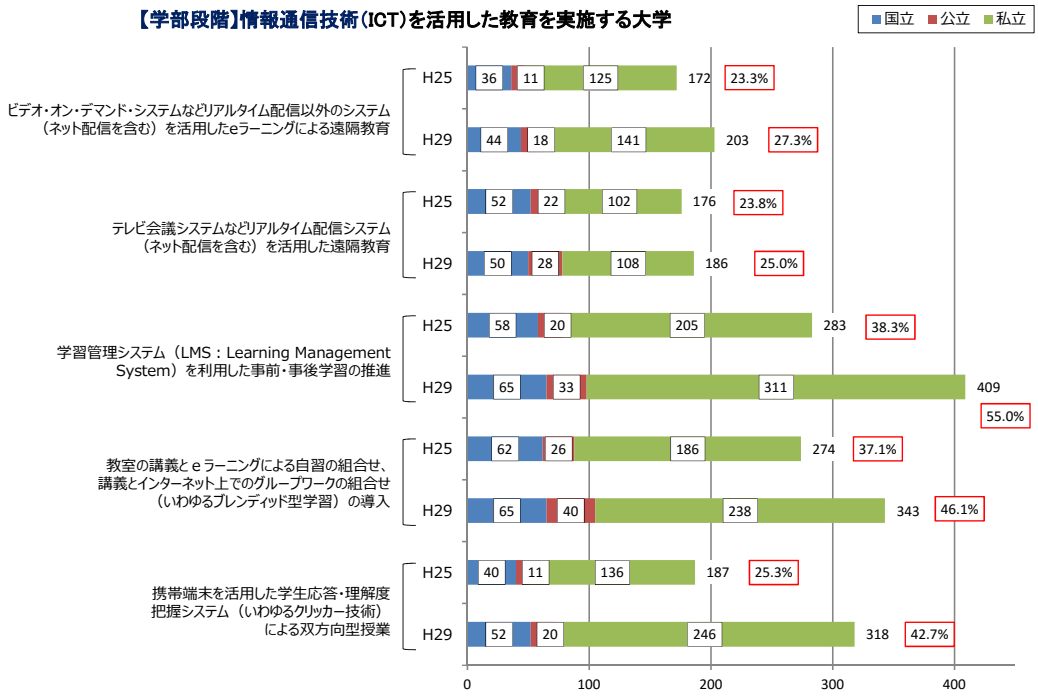

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

○学習管理システム（LMS：Learning Management System）：eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。
○ブレンディッド型学習：教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。
○クリッカー技術：携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

【出典】：文部科学省「平成29年度の大学における教育内容等の改革状況について」

新型コロナウイルス感染拡大への大学等の対応状況

○**現在では**、**ほとんどが授業を実施**
○そのうちの**約９割が、オンラインなどを用いた遠隔授業を実施**

文部科学省調べ：2020年6月１日時点

授業の実施状況

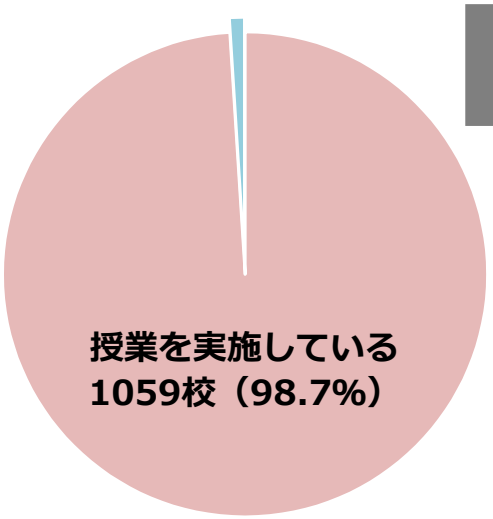

授業の実施形態

対面授業のみ	対面･遠隔併用	遠隔授業のみ
102校（9.6%）	**320校（30.2%）**	**637校（60.2%）**

90%以上が遠隔授業を実施

対面授業を開始しない理由

① 大学には、全国から学生が集まる
② 大教室（100人単位）での講義がある
③ 学期ごとに実施形態を決定している

MOOCの普及

- 世界のMOOCの延べ受講者数は780万人、コースの数は9,400を超えている。
（※潜在的には一千万人以上の受講者、ローカルなものを含めると1万以上のコースが存在。）
- MOOCで提供されている講義科目分野のバランスが良く、必ずしも専門家育成だけのためのコースが主流ではない。

拡大し続ける世界のMOOC

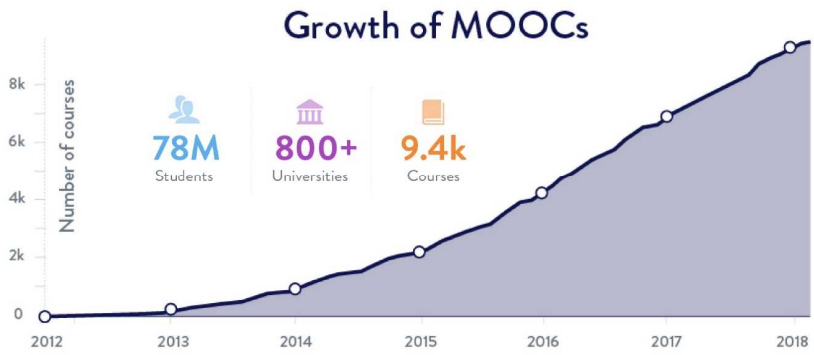

グローバルに拡大し続けるMOOC

MOOC： 講義科目分野の分布

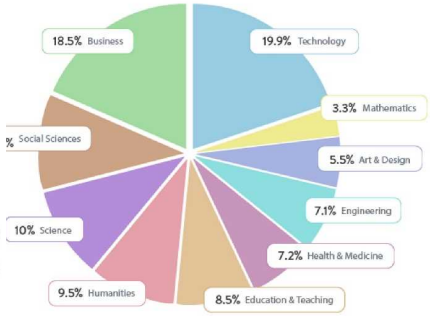

By the Numbers: MOOCs in 2017
CLASS CENTRAL

https://www.class-central.com/report/mooc-stats-2017/

CLASS CENTRAL
By the Numbers: MOOCs in 2017
https://www.class-central.com/report/mooc-stats-2016/

【出典】H30.2.27中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度･教育改革WG（第11回）
飯吉透　京都大学理事補／高等教育研究開発推進センター長･教授　発表資料より抜粋

JMOOCについて

JMOOC（Japan Massive Open Online Courses）は、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会が運営する大規模公開オンライン講座。誰でも、どこでも、無料で受講可能。

講座数

JMOOCの4つのプラットフォームにおいて、これまで合計198の講座を実施。

公認プラットフォーム	講座数
gacco （NTTドコモ gacco）	142
OUJ-MOOC （放送大学）	11
OpenLearning,Japan （NetLearning）	28
Fisdom （富士通）	17
合計	198(※)

※現在の開講は21講座（2017.11現在）

【講座開講例】

データサイエンス・オンライン講座（gacco利用）

○ これまでに3講座を開講
- 社会人のためのデータサイエンス入門
- 社会人のためのデータサイエンス演習
- 誰でも使える統計オープンデータ

○ いずれも8,000～10,000人に受講された人気講座

登録者数

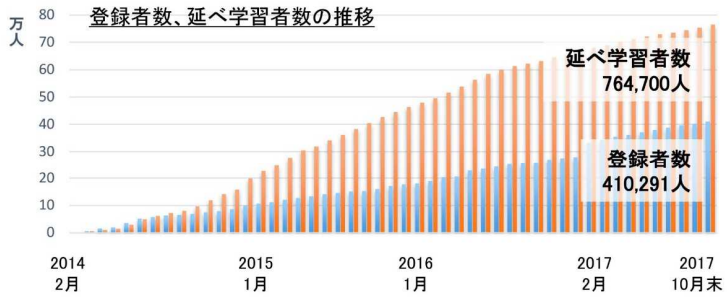

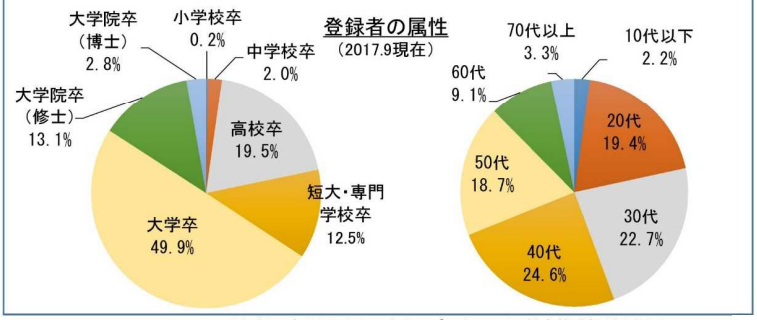

（出典）一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会調べ

【出典】H30.11.30人生100年時代構想会議（第3回）資料1より

社会人入学者の動向

(1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は，平成13年の約1万8千人をピークに減少。平成20年から増加に転じ，令和元年は約1万5千人。

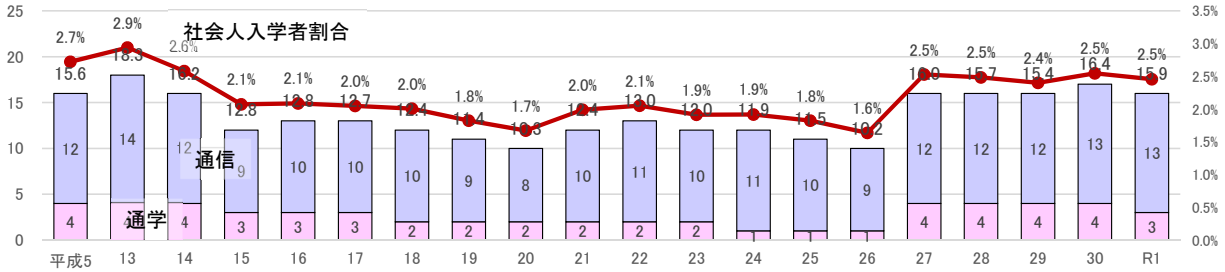

(2) 大学院

○ 社会人入学者数は，近年は1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合は17.8%（令和元年）。

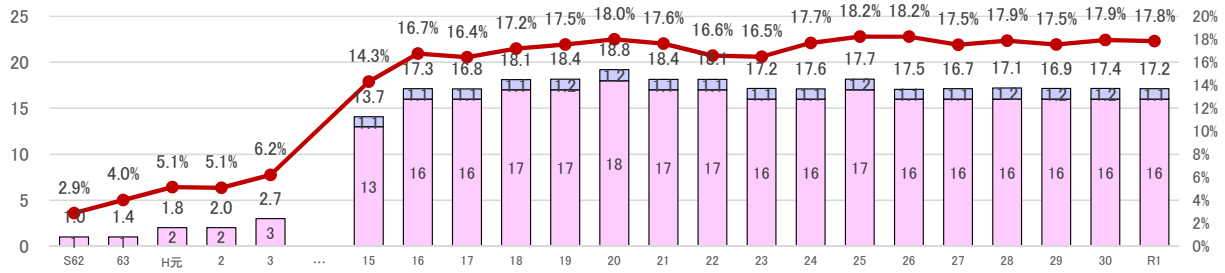

※ 出典：大学課調べ，学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに，通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。

高等教育機関における25（30）歳以上入学者割合の国際比較

日本の短期高等教育機関、「学士」課程及び「修士」課程における25（30）歳以上入学者の割合は、低いものにとどまっている。（2017年）

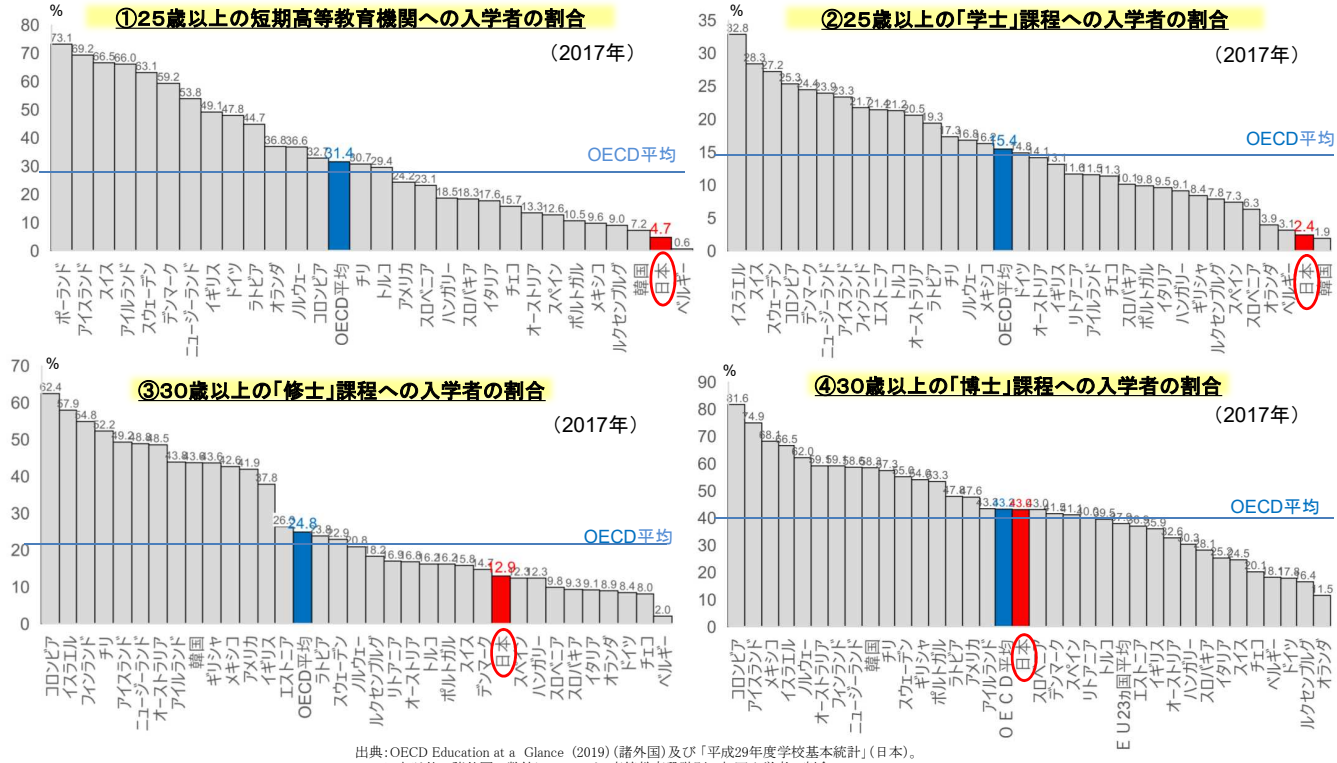

出典：OECD Education at a Glance（2019）（諸外国）及び「平成29年度学校基本統計」（日本）。
日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。
日本の数値については、それぞれ①短期大学、②学士課程、③修士課程及び専門職学位課程、④博士課程として算出（留学生を含む）。

外国人留学生数の推移

外国人留学生数は増加傾向にあり、2019年度は約31.2万人となっている。出身国・地域別にみると、
中国（約12.4万人）、ベトナム（約7.3万人）、ネパール（約2.6万人）の順に多く、アジア圏からの留学生が多くなっている。

推移

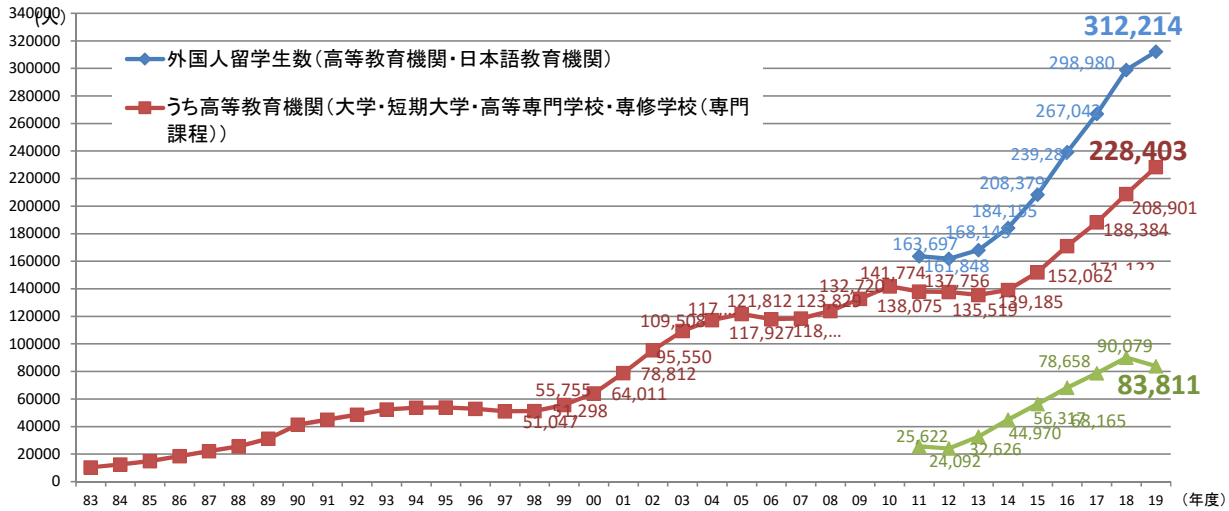

※「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成21年7月15日公布）により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

2019年5月1日現在

出身国・地域別

国・地域名	留学生数（前年数）	対前年比	国・地域	留学生数（前年度）	対前年比
中国	124,436(114,950)	9,486	スリランカ	7,240(8,329)	△1,089
ベトナム	73,389(72,354)	1,035	インドネシア	6,756(6,277)	479
ネパール	26,308(24,331)	1,977	ミャンマー	5,383(5,928)	△545
韓国	18,338(17,012)	1,326	タイ	3,847(3,962)	△115
台湾	9,584(9,524)	60	その他	36,933(36,313)	620

（出典）独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生が占める割合は，OECD平均は5.1%であるのに対して，日本は2.6%にとどまる。
修士課程については，OECD 平均は 14.5%であるのに対して，日本は8.3%。博士課程については，OECD 平均は 24.7%であるのに対して，日本は17.8%と，欧米諸国と比較して少ない。

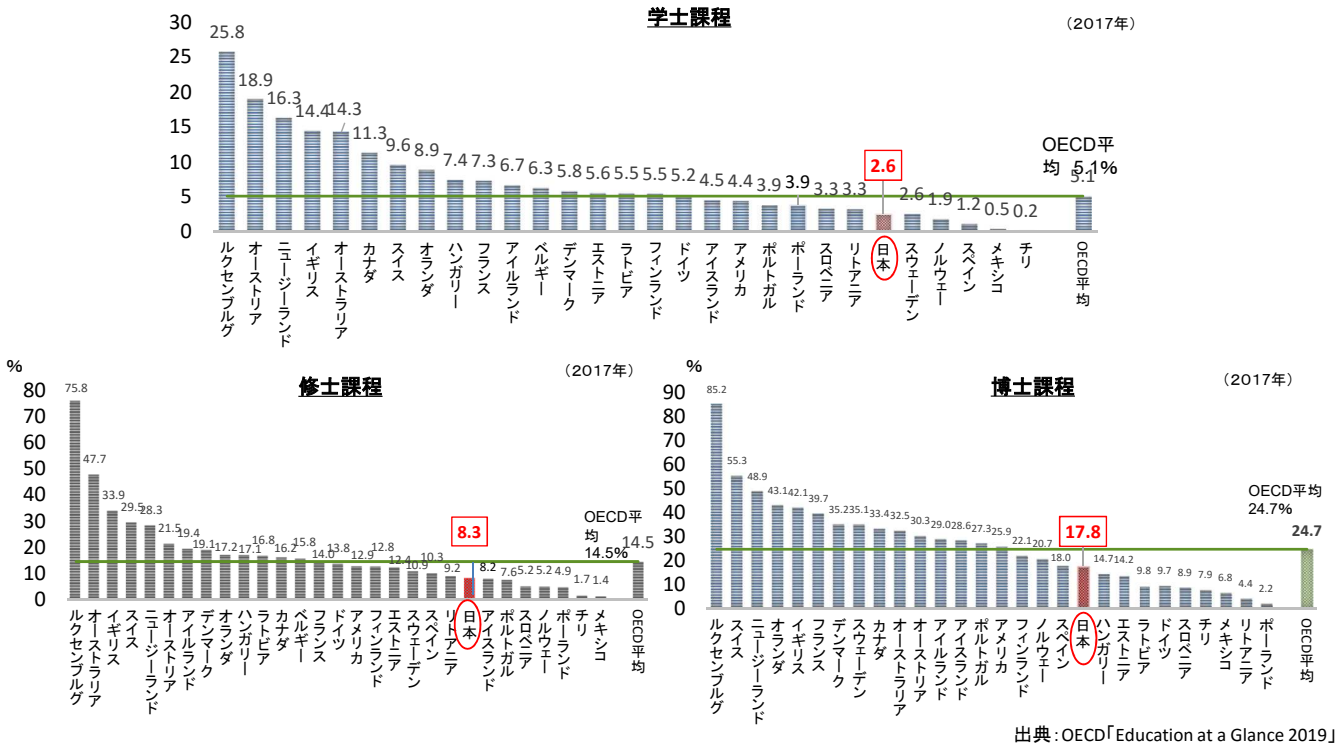

出典：OECD「Education at a Glance 2019」

3.大学設置基準等（参考）

大学の役割に関する法令上の規定

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）（抄）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

２　大学については、**自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重**されなければならない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条　大学は、**学術の中心として、広く知識を授ける**とともに、**深く専門の学芸を教授研究**し、**知的、道徳的及び応用的能力を展開**させることを目的とする。

２　大学は、**その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供**することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学設置基準について（教育研究上の基本組織）

（学部）
第三条　大学は、学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）
第四条　学部には、専攻により学科を設ける。
２　前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

（課程）
第五条　学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）
第六条　学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
一　教育研究上適当な規模内容を有すること。
二　教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
三　教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
２　学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。
３　この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（参考）学校教育法
第八十五条　大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

大学設置基準について（教員組織①）

（教員組織）

第七条　大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

２　大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

３　大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

４　大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（授業科目の担当）

第十条　大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

２　大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第十条の二　大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

（授業を担当しない教員）

第十一条　大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員）

第十二条　教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

２　専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

大学設置基準について（教員組織②、収容定員）

（専任教員数）

第十三条　大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

別表第一　イ　抜粋

イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇―六〇〇	一〇	二〇〇―四〇〇	六
教育学・保育学関係	三二〇―六〇〇	一〇	二〇〇―四〇〇	六
法学関係	四〇〇―八〇〇	一四	四〇〇―六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇―八〇〇	一四	四〇〇―六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇―八〇〇	一四	四〇〇―六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇―四〇〇	一四	一六〇―三二〇	八

別表第二

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

（収容定員）

第十八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

２　収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

３　大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

大学設置基準について（教育課程①）

（教育課程の編成方針）
第十九条　大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
（教育課程の編成方法）
第二十条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（単位）
第二十一条　各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。
２　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
三　（略）
３　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（参考：単位互換表（The UMAP単位互換方式（UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme））＞

国／地域	UCTS	アジア	米国	欧州（ECTS）※	英国（CATS）※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	------	------

※ECTS－欧州単位互換制度（European Credit Transfer System）

※※英国の3単位は高等教育質保証機構（QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education）が説明している英国とECTSとの単位換算原則（2008年）に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度（CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme）を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】
『UMAP交換留学プログラムおよびUMAP単位互換方式（UCTS）利用者ガイド』

大学設置基準について（教育課程②）

（一年間の授業期間）
第二十二条　一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）
第二十三条　各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（卒業の要件）
第三十二条　卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。
２～５　（略）

（参考）学校教育法
第八十七条　大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。
２　（略）

大学設置基準について（遠隔授業）

〇大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（授業の方法）

第二十五条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３・４　（略）

（卒業の要件）

第三十二条　（略）

２～４　（略）

５　前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

〇平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）（いわゆる「メディア授業告示」）　（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一　同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの

二　毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等①）

（校地）

第三十四条　校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

３　前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一　できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。

二　休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

第三十五条　運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

３　前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

一　様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。

二　校舎から至近の位置に立地していること。

三　学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等②）

（校舎等施設）

第三十六条　大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一　学長室、会議室、事務室

二　研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三　図書館、医務室、学生自習室、学生控室

２　研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

３　教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

４　校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

５　大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

６　夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十七条　大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

２　前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

３　昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等③）

（校舎の面積）

第三十七条の二　校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（略）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（略）が最大である学部についての同表に定める面積（略）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（略）を合計した面積を加えた面積（略）以上とする。

別表第三　イ(1)抜粋

イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員 学部の種類	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）
文学関係	２，６４４	（収容定員－２００）×６６１÷２００＋２，６４４	（収容定員－４００）×１，６５３÷４００＋３，３０５	（収容定員－８００）×１，３２２÷４００＋４，９５８
教育学・保育学関係	２，６４４	（収容定員－２００）×６６１÷２００＋２，６４４	（収容定員－４００）×１，６５３÷４００＋３，３０５	（収容定員－８００）×１，３２２÷４００＋４，９５８
法学関係	２，６４４	（収容定員－２００）×６６１÷２００＋２，６４４	（収容定員－４００）×１，６５３÷４００＋３，３０５	（収容定員－８００）×１，３２２÷４００＋４，９５８
経済学関係	２，６４４	（収容定員－２００）×６６１÷２００＋２，６４４	（収容定員－４００）×１，６５３÷４００＋３，３０５	（収容定員－８００）×１，３２２÷４００＋４，９５８
社会学・社会福祉学関係	２，６４４	（収容定員－２００）×６６１÷２００＋２，６４４	（収容定員－４００）×１，６５３÷４００＋３，３０５	（収容定員－８００）×１，３２２÷４００＋４，９５８
理学関係	４，６２８	（収容定員－２００）×１，１５７÷２００＋４，６２８	（収容定員－４００）×３，１４０÷４００＋５，７８５	（収容定員－８００）×３，１４０÷４００＋８，９２５

別表第三　ハ(1)抜粋

ハ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

収容定員 学部の種類	二〇〇人までの面積（平方メートル）	四〇〇人までの面積（平方メートル）	六〇〇人までの面積（平方メートル）	八〇〇人までの面積（平方メートル）	一〇〇〇人までの面積（平方メートル）	一二〇〇人までの面積（平方メートル）	一四〇〇人までの面積（平方メートル）	一六〇〇人までの面積（平方メートル）	一八〇〇人までの面積（平方メートル）	二〇〇〇人までの面積（平方メートル）
文学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、二四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

大学設置基準について（事務組織等）

（事務組織）
第四十一条　大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）
第四十二条　大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）
第四十二条の二　大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、
大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）
第四十二条の三　大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）
学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）
教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）
「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

【収容定員に関する規定の弾力化】

①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）
専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

【教員組織に関する規定の弾力化】

①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）
専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）
「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）
教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）
講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）
・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
・講座制及び学科目に関する規定は削除

⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）
・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容②

【教育課程等に関する規定の弾力化】

①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）
一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

②単位の計算方法の弾力化（平成3年）
単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）
35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）
・特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
・授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）
具体的な一律の人数を廃止

⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）
・多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
・単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
・外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
・遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
・授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと（平成15年）

⑦自ら開設（平成20年）
必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）
・短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
・TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

⑨既修得単位等の認定（平成3年）
入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

⑩科目等履修生等（平成3年）
・社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
・科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
・特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）
入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化
（令和元年８月13日付け元文科高第328号 別添４）

⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）
職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

⑭卒業要件の弾力化（平成3年）
授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

⑮成績基準等の明示等（平成20年）
シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）
授業の内容・方法改善のためのＦＤの義務化

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

⑰共同教育課程制度の創設（平成21年）
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

⑱国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）
・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設

⑲工学に関する学部の教育課程等に関する特例（平成30年）
工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設

⑳学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）
既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

【事務組織等に関する規定の明確化】

①社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）
学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化

②教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）
授業の内容・方法改善のためのＦＤの義務化

③共同教育課程制度の創設（平成21年）
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

④職員の研修機会等の確保（平成29年）
ＳＤの機会の義務化

⑤教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）
教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職委員の設置を義務化

【校地基準等の弾力化】

①校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）
②「収容定員×10㎡」で計算する方式に緩和（平成15年）
③空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

【校舎基準の弾力化】

・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）
・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

①大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）
開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化

②校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと

③校舎の自己所有の弾力化（平成15年）
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと

④校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）
構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

その他学校教育法等の近年の主な改正内容

平成１９年
〇学校教育法等の一部改正（平成19年）
・大学の役割として「社会貢献」を規定
・積極的な情報提供を義務化
・履修証明制度の創設
〇学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）
・入学時期設定の弾力化

平成２０年
〇我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

平成２１年
〇学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）
・教育関係共同利用拠点制度の創設

平成２２年
〇学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）
・公表すべき教育情報の具体化・明確化
〇学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）
・国連大学との教育交流の推進

平成２３年
〇大学院設置基準の一部改正（平成24年）
・博士課程教育の質の向上

平成２４年
〇専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

平成２５年
〇大学設置基準の一部改正（平成25年）
・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正
〇専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

平成２６年
〇学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）
・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化　等

平成２７年
〇学校教育法等の一部改正（平成28年）
・修業年限２年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設
〇学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）
・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表義務化

平成２９年
〇学校教育法等の一部改正（平成31年）
・専門職大学・専門職短期大学の創設

平成３１年（令和元年）
〇学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）
・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
〇大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）
・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
〇学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）
・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

１．学部等連係課程等（１／２）

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置く**ものとし、**教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができる**ものとする。

✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りる**ものとする。

✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。

✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。

→ **大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進**

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

1．学部等連係課程等（２／２）

改正のイメージ　※学部段階(学部等連携課程）の例

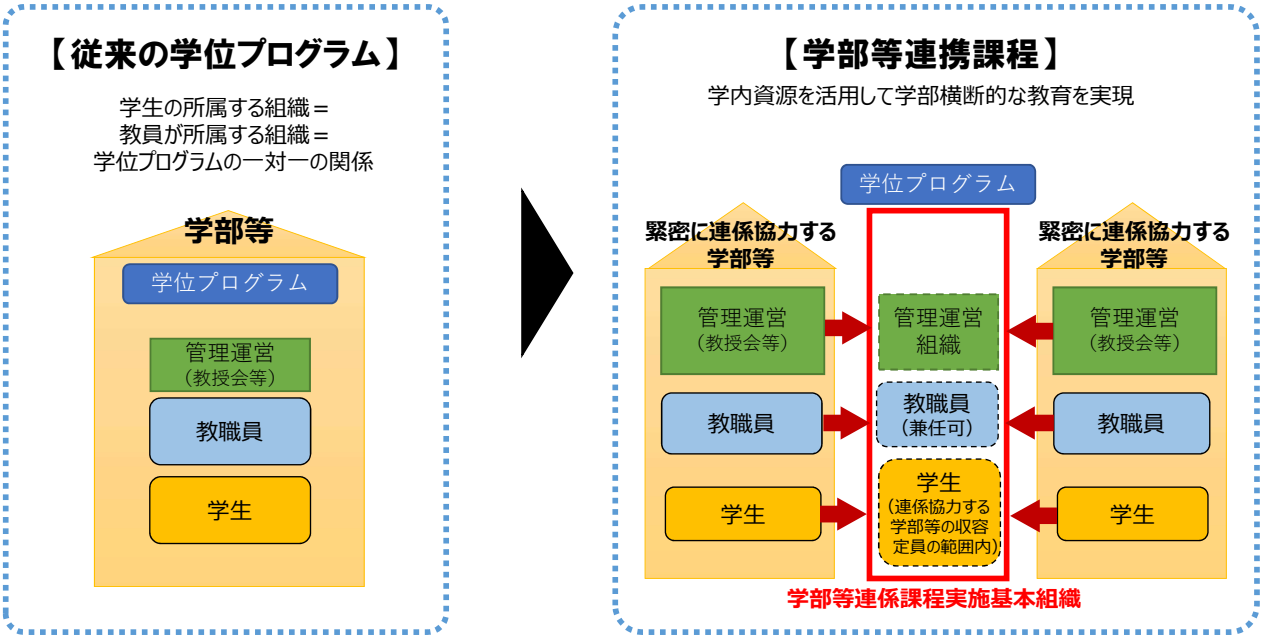

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

2．実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

✓ 専攻分野における概ね５年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）**を大学に置く場合であって、当該教員が１年につき６単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきこと**を規定

→ **大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進**

【履修証明プログラムへの単位付与】

✓ 大学等が開設する**履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能**とする

✓ **履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加**

→ **社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進**

【学修証明書の交付】

✓大学の正規の学位課程において、**体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付**することができる旨を規定

→ **社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上**

3．施行期日

令和元年８月13日に公布・施行

外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

概要

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。
  （＊我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。
  また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》

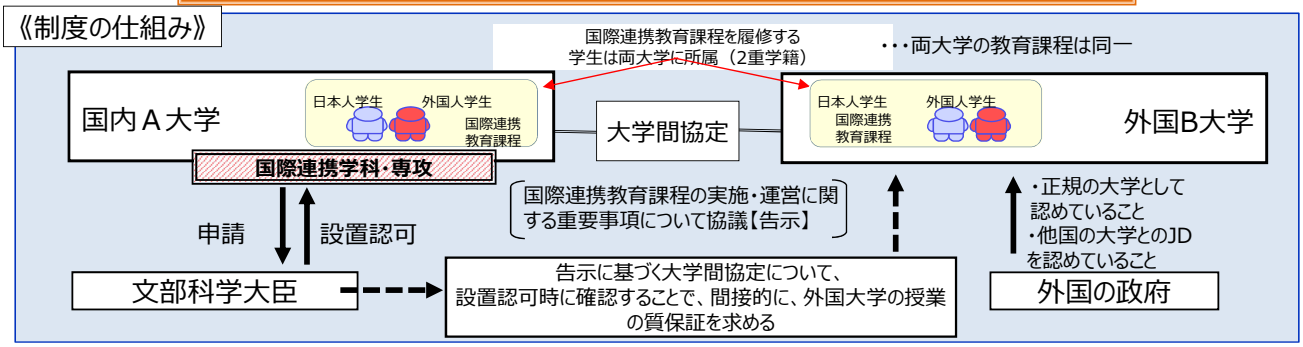

- ➢ 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- ➢ 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

ジョイント・ディグリー　プログラム開設状況

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。

令和2年4月現在
※文部科学省調べ

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュラロンコーン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	平成29年4月
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 中国	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	平成29年9月
9	京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	平成30年4月
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	平成30年4月
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	平成30年10月
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	平成31年4月
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	平成31年4月
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	平成31年4月
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	平成31年4月
21	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年4月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	令和2年4月
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サスティナビリティ学専攻（M）	令和2年10月（予定）
24	広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サスティナビリティ学専攻（M）	令和2年10月（予定）

■ダブル・ディグリープログラム数（平成29年度）
国立：524件　公立：30件　私立：642件　計：1196件

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成29年度）」
※大学間交流協定数のうちダブル・ディグリーに関する事項が含まれる数

定員の取扱い

○ **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
○ 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
○ 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等においてペナルティがある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しない**ことを規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模（収容定員）	4000人以上			4000人未満		
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、
○入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000～8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%……▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ～51%

※医歯学部については別途設定　※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

○入学定員（１年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

4. 設置認可（参考）

審査スケジュール（学部等新設の場合）

設置認可関係（大学設置分科会）

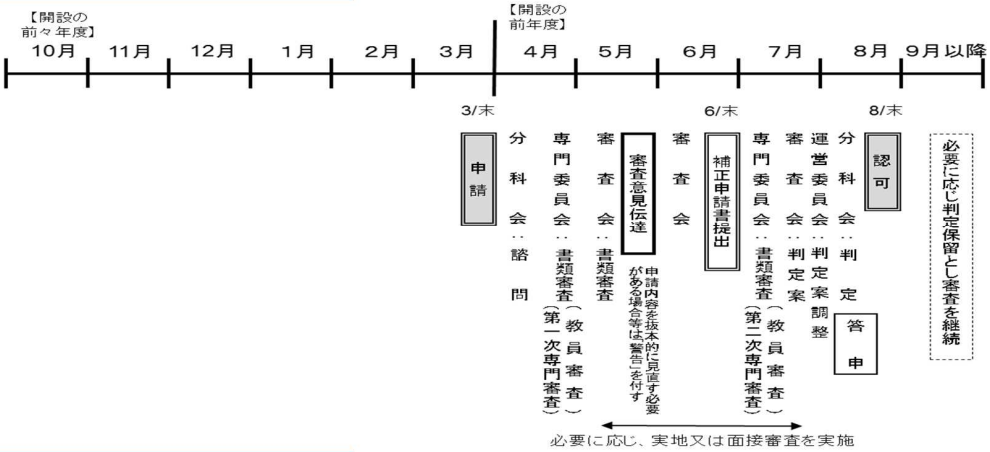

設置に係る寄附行為変更認可関係（学校法人分科会）

※私立大学の場合のみ

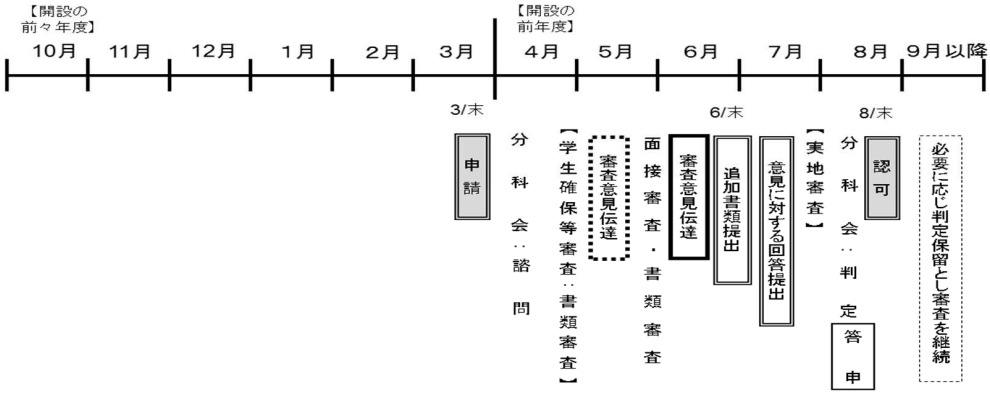

審査スケジュール（大学新設の場合）

設置認可関係（大学設置分科会）

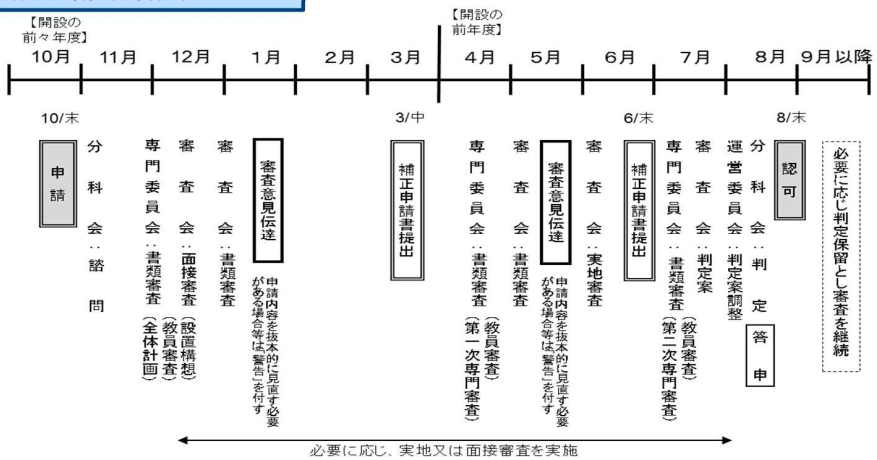

設置に係る寄附行為変更認可関係（学校法人分科会）

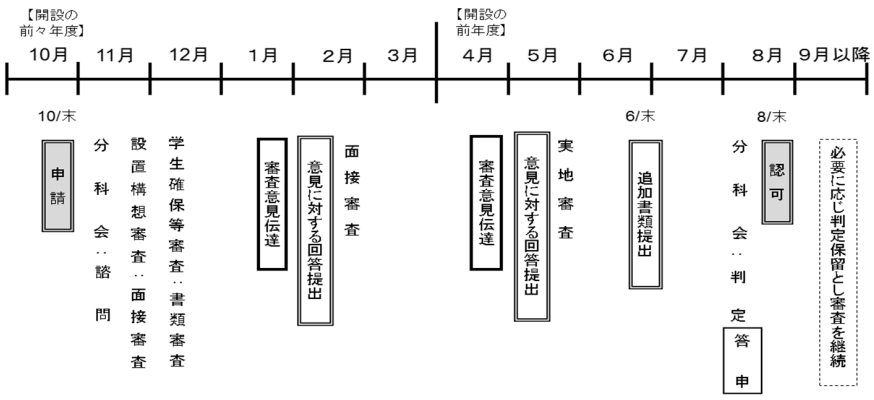

質保証の観点による設置認可・審査の改善例

（平成１８年度）

◆ 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象

◆ 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

（平成２１年度）

◆ 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画、学則等）

（平成２５年度）

◆ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化

５.認証評価（参考）

認証評価制度の改善について①

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘
- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）
（平成28年3月18日）

省令改正（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

（1）大学評価基準に共通項目を追加

①三つの方針（※）に関すること。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

②教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組（内部質保証）に関すること。←重点的に認証評価を行うものとする。

（2）設置計画履行状況等調査（AC）との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

（1）認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（2）認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

（3）認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

施行通知（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- 評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）
- 大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- 認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む）
- 各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む）

など

認証評価制度の改善について②

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。（平成30年9月　中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ）

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」
（平成30年11月26日中央教育審議会答申）

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

○ 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15 条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。

○ 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。

○ また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。

○ 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。

○ また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。

○ さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正　令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。（学校教育法第109条第5項）
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。（学校教育法第109条第6項）
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。（学校教育法第109条第7項）

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設ける**ことにより、我が国の大学における**教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討する。

認証評価制度の改善について③

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年６月２１日）

第３章 経済再生と財政健全化の好循環
２．経済・財政一体改革の推進等
（２）主要分野ごとの改革の取組
④ 文教・科学技術
（基本的考え方）
イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

教育振興基本計画（平成３０年６月１５日）

第１部 我が国における今後の教育政策の方向性
Ⅳ．今後の教育政策に関する基本的な方針
５．教育政策推進のための基盤を整備する
（教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革）
変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

認証評価機関一覧（令和２年４月現在）

認証評価機関名（機関別認証評価）	評価の対象	認証日
公益財団法人　大学基準協会 独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人　日本高等教育評価機構 一般財団法人　大学教育質保証・評価センター 一般財団法人　大学・短期大学基準協会	大学	平成１６年８月３１日 平成１７年１月１４日 平成１７年７月１２日 令和元年８月２１日 令和２年３月３０日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会 公益財団法人　大学基準協会 公益財団法人　日本高等教育評価機構	短期大学	平成１７年１月１４日 平成１９年１月２５日 平成２１年９月４日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成１７年７月１２日

認証評価機関名（分野別認証評価）	評価の対象分野	認証日
公益財団法人　日弁連法務研究財団 独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人　大学基準協会	法科大学院	平成１６年　８月３１日 平成１７年　１月１４日 平成１９年　２月１６日
一般社団法人　ＡＢＥＳＴ２１	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成１９年１０月１２日
公益財団法人　大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成２０年　４月　８日
特定非営利活動法人　国際会計教育協会	会計	平成１９年１０月１２日
一般財団法人　日本助産評価機構	助産	平成２０年　４月　８日
公益財団法人　日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成２１年　９月　４日
公益財団法人　大学基準協会	公共政策	平成２２年　３月３１日
公益財団法人　日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成２２年　３月３１日
一般財団法人　教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成２２年　３月３１日
一般社団法人　日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成２２年　３月３１日
公益財団法人　大学基準協会	公衆衛生	平成２３年　７月　４日
一般社団法人　ＡＢＥＳＴ２１ 公益財団法人　大学基準協会	知的財産	平成２３年１０月３１日 平成２４年　３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成２４年　７月３１日
公益社団法人　日本造園学会	環境・造園	平成２４年　７月３１日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成２８年　３月２９日
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成２９年　２月　２日
公益財団法人　大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成２９年　８月２４日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル法務	令和 元 年１１月１５日
公益財団法人　大学基準協会	広報・情報	令和 ２ 年　３月３０日

評価結果と再評価の実施状況（平成１６年度～令和元年）

（機関別認証評価（大学、短期大学及び高等専門学校）の評価実施数）

	結果の種類	評価結果（※４）		再評価後（※５）
公益財団法人 大学基準協会	適合	６８５		７０３
	保留・期限付適合（※１）	３０	１８	５
	不適合	１２	７	１９
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	４２２		４２２
	大学評価基準を満たしていない	１		１
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	６２８		６５７
	保留（※２）	３５	２９	２
	不適合	４	４	８
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	６２９		６４４
	保留・条件付適格（※３）	１８	１５	２
	不適格	０	１	１

（※１）　第１期及び第３期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、３年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第２期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、３年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。

（※２）　「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則１年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。
（平成２３年度評価分までは、原則３年以内）

（※３）　第３期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第１期では、　「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、１年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第２期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後に再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

（※４）　評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。

（※５）　再評価後の保留等の欄には未受審も含む。
「再評価」の他に、大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが（２年以内。「追評価」を受けるかは大学等の任意。）、実績はない。

認証評価制度と他の質保証制度との関係について（イメージ図）

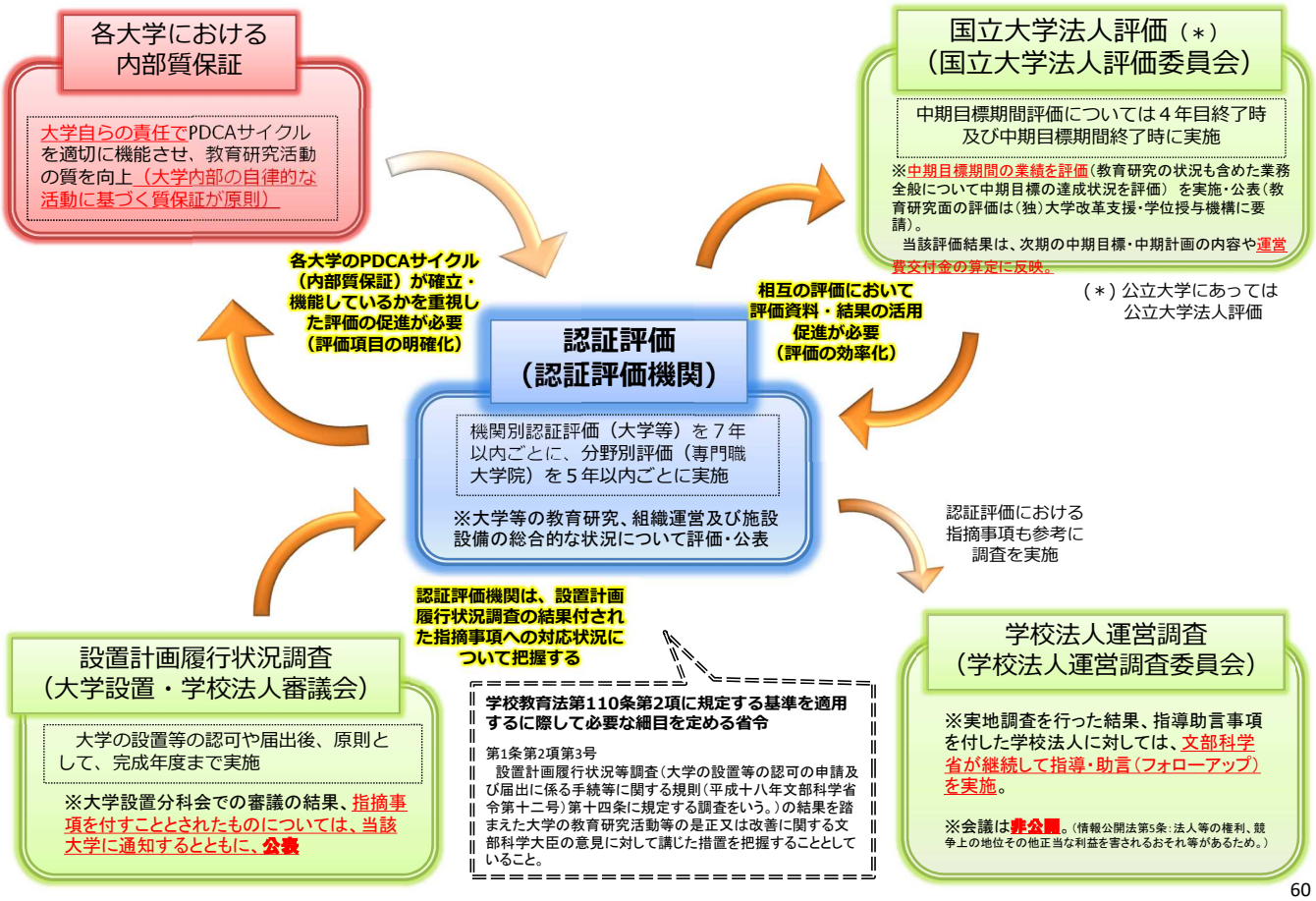

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について①

	英国	アメリカ合衆国
質保証機関	○英国高等教育質保証機構（QAA）（1997年～）	連邦教育省が認定した機関または高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）が認定した機関
主な機関別評価	○質・基準レビュー（2018年～） ・質・基準レビューの受審は、学生局（OfS）が管理する高等教育機関登録の登録要件の一つとなっている。	アクレディテーション（1905～） ※国として統一した大学評価制度はなく、大学や産業界による自主的な質保証が行われている。 ※各評価機関の会員資格審査として実施。
評価サイクル	設定なし。登録後は、学生局の定期点検で問題が見つかった基準を随時確認。	評価機関により異なる。 ※地域別と宗教別では7－10年、専門分野別では5－6年が上限。
評価結果の表し方	適合／不適合 ・英国の高等教育の基準と質に関する原則である「クオリティ・コード」に適合しているか確認。	評価機関により、4～8段階と異なる。（認定→条件付認定→処分を伴う認定→不認定の順に評価） 例）MSCHE（中部高等教育委員会）：認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令（※ここまでが適格認定）、不認定
評価後のフォローアップ等	学生局の点検で問題が見つかった場合、質・基準レビューを随時実施。	・7－10年の長期認定の場合、中間報告書の提出を義務とする場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。 ・条件付認定、保留、警告などの場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。その内容や実施までの期間は、評価機関や評価結果により異なる。
評価結果の活用	学生局の高等教育機関登録の登録要件の一つ。登録機関は、教育・研究助成などの公的資金の受給、学生支援金の受給、留学のTier 4学生ビザの受給資格の付与、学位授与権及び大学名称使用権の取得申請が可能。	・連邦政府奨学金の受給資格を付与。 ・各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

諸外国の高等教育における主な機関別評価等について②

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	ドイツ学修課程アクレディテーション財団（GAC）（1999～）の認定機関、または欧州高等教育質保証登録機関（EQAR）に登録されている質保証機関	研究・高等教育評価高等審議会（HCERES）（2014～）	オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）（2003～）	オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）（2011～）
主な機関別評価	①プログラム・アクレディテーション（2000～） ②システム・アクレディテーション（2008～） ・大学は①または②のいずれかを選択し受審することが義務。	機関別評価 ※前身の研究・高等教育評価機構は2007年から実施	①機関別オーディット（2011～） ②プログラム評価（2003～） ※①は任意、②は義務	機関登録、機関再登録（2012～） ※「登録」とは設置認可を指す。
評価サイクル	初回　①5年、②6年 2回目～　①7年、②8年	5年	6年	7年（上限）
評価結果の表し方	①②３段階（適格認定、条件付認定、不認定）	記述式で表される。	①②3段階（適格／条件付き適格／不適格）	3段階（登録／条件付き登録／登録不可）
評価後のフォローアップ等	②適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	－	①で適格の場合は限定的プログラム評価を受審、条件付き適格の場合は2年以内に限定的プログラム評価と追評価を受審。	リスクアセスメントを毎年実施。
評価結果の活用	－ ※州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	国から大学等への予算配分など。 ※HCERESは、予算配分の決定過程には関与しない。	①学位授与権の付与、政府奨学金等の受給資格の付与。	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

6.参考資料

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30年11月26日 中央教育審議会）
【Ⅲ　教育の質の保証と情報公表　…「学び」の質保証の再構築 …①】

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。
- このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていること。

全学的な教学マネジメントの確立

（「教学マネジメント指針」の作成）

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革に繋げることが重要。
- このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。

各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下（※）で作成し、各大学へ一括して示す。

（※）2018/11/20の中央教育審議会大学分科会で「教学マネジメント特別委員会」を設置。

≪教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例≫

- 教育内容の改善（カリキュラム編成の高度化）
- 教育方法の改善（シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用）
- 教職員の資質の向上（FD・SDの高度化）　等

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメント指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

≪把握・公表すべき情報の例≫

- 単位・学位の取得状況
- 卒業後の進路の状況（就職率、就職先等）
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況　等

- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設けることが必要。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30年11月26日 中央教育審議会）
【Ⅲ　教育の質の保証と情報公表　…「学び」の質保証の再構築 …②】

【実現すべき改革の方向性】

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年（進学率が右上がりの時代）に制定された大学設置基準が現状に適応するかどうか等について検討する必要

✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。

→ 具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。

✓ 定性的な規定については解釈の明確化を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する通知を発出する。

認証評価制度の充実

（法令違反等に対する厳格な対応）

✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信

✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定

✓ 受審期間の見直し

✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- ○ 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- ○ その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- ○ 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ○ ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- ○ 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- ○ 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）

Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施
- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化
- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、週複数回授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

Ⅰ～Ⅴの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

Ⅴ 情報公表
- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

地域における大学等の連携促進に向けて（案）

- **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。

➢ 地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で地域課題の解決や人材育成、イノベーションの創出に取り組むことは限界であり、関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化を図ることが不可欠。

➢ 多様化するニーズや社会からの要請に応えるためには、各大学等が個々で取り組むだけでなく、自らの強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して取り組むことが効率的であり効果的。

地域連携プラットフォーム（仮称）

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、地域の**現状・課題を把握**した上で、**地域の将来ビジョンを議論・共有**し、**地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

国が「ガイドライン」策定
各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資するものとする。

課題解決のために実行する事項
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興、イノベーション創出
- ✓ 大学進学率や域内定着率の向上　等

議論することが考えられる事項
- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 行動計画、地域課題の解決策
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン　等

地域の現状・課題等の共有
- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造
- ✓ 将来予測　等

組織的関与（トップ・ミドル層、キーパーソンが参画）

地域連携プラットフォームでの議論の結果、大学等連携推進法人制度を活用することも想定される。

大学等連携推進法人（仮称）

地域の**大学等が国公私の枠組みを越えて**、**大学等の機能分担や教育研究、事務の連携**を進めるなど**各大学の強みや特色を生かした連携を円滑に進める**ための制度を創設する。（特定分野での連携含む）

大学間の緊密な連携を前提として、**授業科目の共同開設、教職課程の共同設置など教学上の特例措置**を認める。

（一般社団法人）○○地域大学ネットワーク機構
- ・連携推進方針の策定
- ・教育（単位互換、授業科目共同開設※、教職課程共同設置※等）
- ・研究（産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等）
- ・運営（FD/SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等）

認定 ← 文部科学大臣

各法人が「社員」として参加

国立大学　公立大学　私立大学　研究開発法人、高専等

※一法人傘下の大学間及び大学等連携推進法人の参加大学間に限定して認める

大臣認定基準(例)
- 連携推進業務の実施が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学間の教学管理体制が具備　等

地域の高等教育機会と人材の確保　／　大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化　／　地域社会の維持・活性化

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

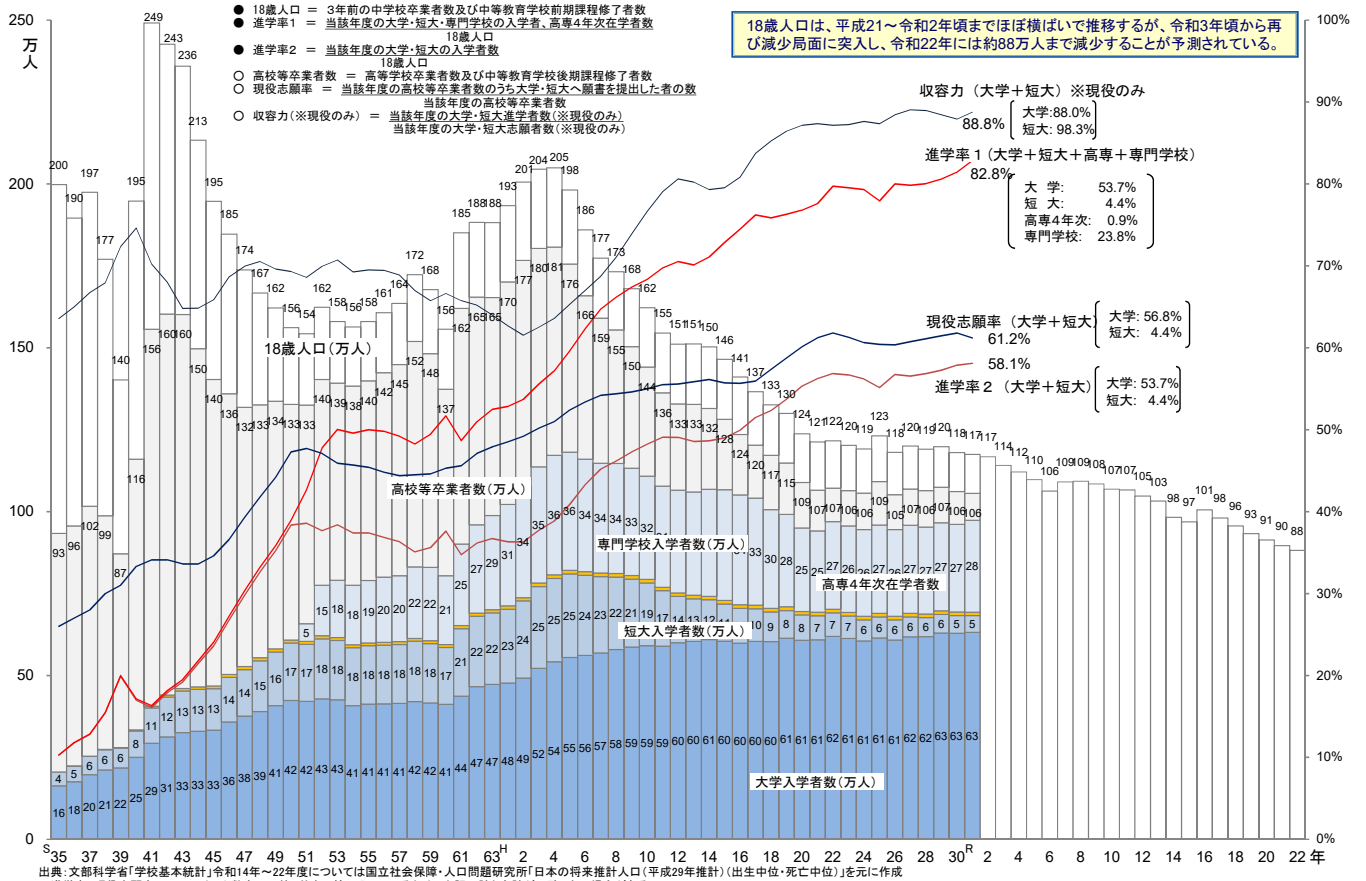

出典：文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、
2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。

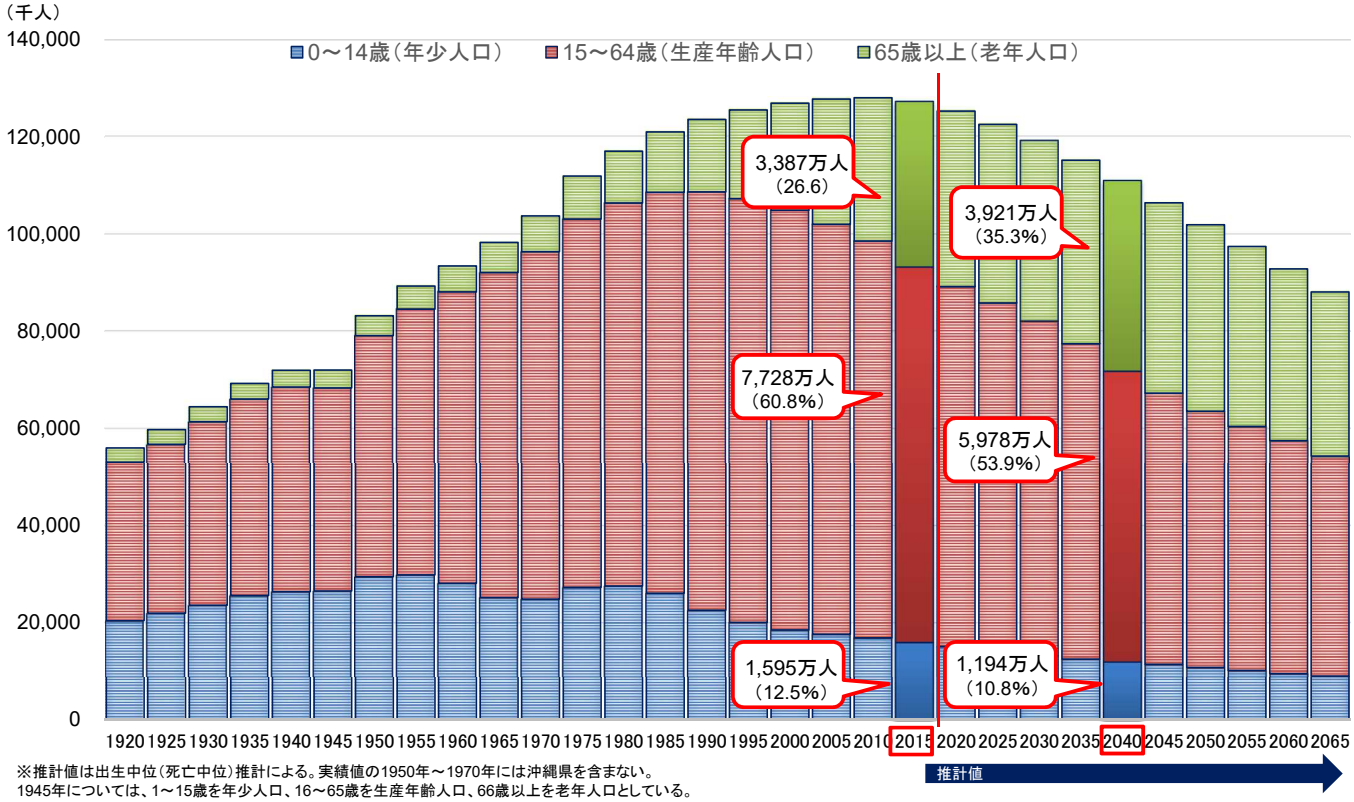

※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。
（出典）1920年～2010年：「人口推計」（総務省）、2015年～2065年：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

大学・短期大学数の推移（昭和40年度以降）

【近年の主な傾向】
四大化や廃止により短期大学数は減少。平成14年以降は四大・短大の合計数も減少。国立大学数は平成16年以降減少。

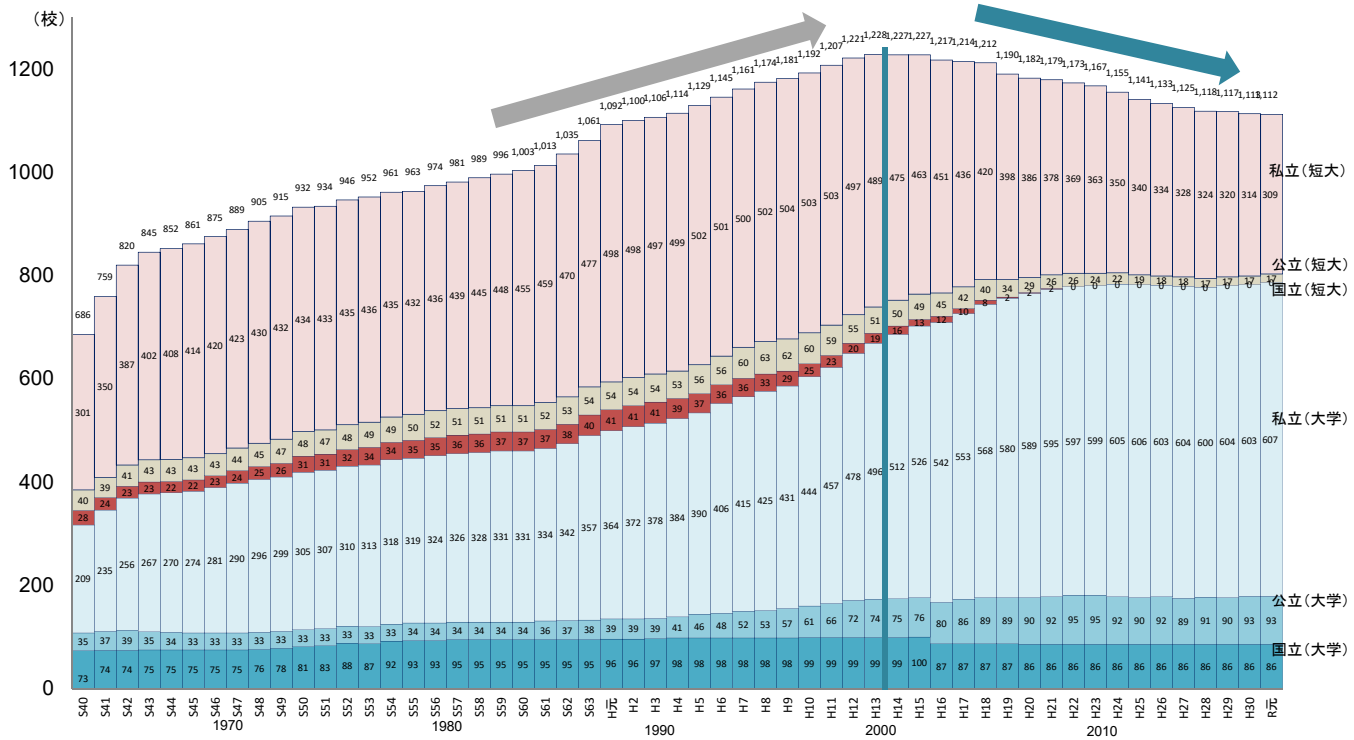

※学生募集停止の学校も含む。
※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

（出典）文部科学省「学校基本統計」

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階（ユニバーサル・アクセス）とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階（進学率）	エリート段階（～15%）	マス段階（15～50%）	ユニバーサル段階（50%～）
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 ＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化（剛構造的）	構造化＋弾力化（柔構造的）	非構造的（段階的学習方式の崩壊）
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 （共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校）	多様性 （多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加）	極度の多様性 （共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される）
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団＋利益集団＋政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜（能力主義）	能力主義＋個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証＋集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』（天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976）より喜多村和之が図表化

私立大学における入学定員充足率の推移

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大学数	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581	582	587
100%以上の学校数	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352	372	393
割合	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%	63.9%	67.0%
80%～100%の学校数	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139	145	143
割合	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%	24.9%	24.4%
50%～80%の学校数	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82	54	46
割合	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%	9.3%	7.8%
50%未満の学校数	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8	11	5
割合	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%	1.9%	0.9%
入学定員未充足校	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210	194
割合	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%	**33.0%**
充足率80%以上校	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517	536
割合	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%	**91.3%**

（注）大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。

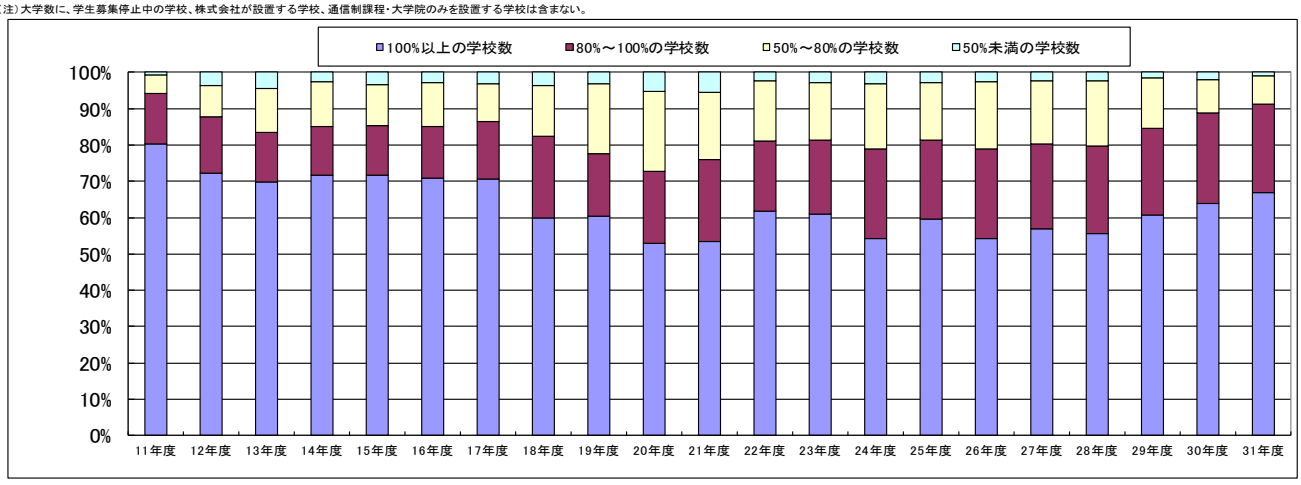

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「平成31年度　私立大学・短期大学等　入学志願動向」より作成

私立短期大学における入学定員充足率の推移

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
短　期　大　学　数	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304	301	297
100%以上の学校数	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100	89	69
割合	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%	29.6%	23.2%
80%～100%の学校数	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116	109	104	111
割合	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%	35.9%	34.6%	37.4%
50%～80%の学校数	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86	92	102
割合	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%	30.6%	34.3%
50%未満の学校数	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9	16	15
割合	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%	5.3%	5.1%
入学定員未充足校	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212	228
割合	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%	**76.8%**
充足率80%以上校	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193	180
割合	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%	**60.6%**

（注）短大数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。

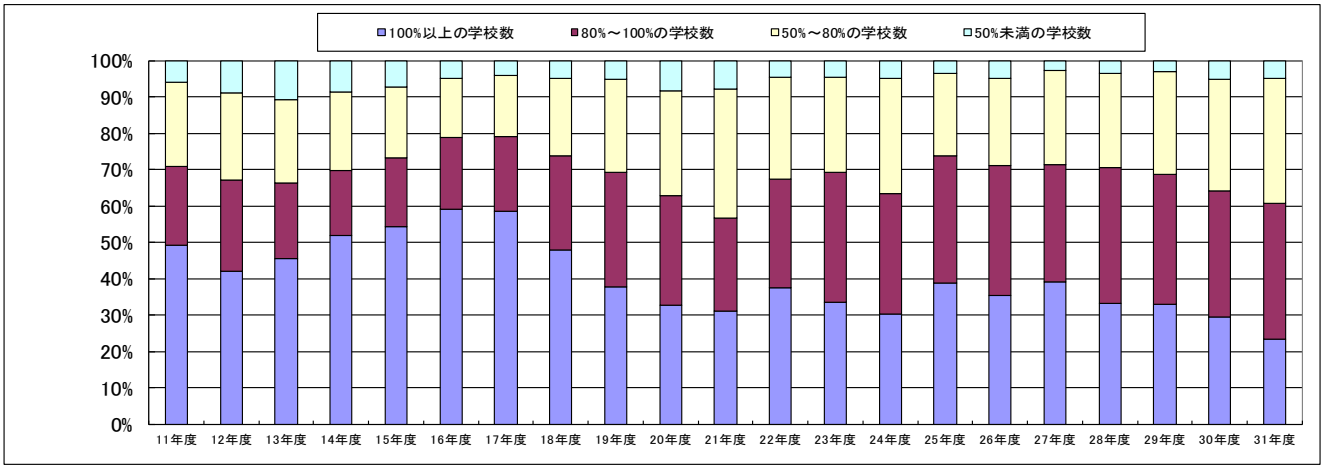

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「平成31年度　私立大学・短期大学等　入学志願動向」より作成

大学の統合について

- 国立大学は平成14～19年度にかけて14組が統合し、私立大学は平成20～令和２年度にかけて８組が統合した。

国立大学の統合

29校 → 14校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
〃	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
〃	福井大学	福井大学、福井医科大学
〃	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
〃	島根大学	島根大学、島根医科大学
〃	香川大学	香川大学、香川医科大学
〃	高知大学	高知大学、高知医科大学
〃	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
〃	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
〃	大分大学	大分大学、大分医科大学
〃	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

＜国立大学法人化後＞

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学

私立大学の統合

18校 → 8校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
〃	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H27	桐蔭法科大学院	桐蔭横浜大学法科大学院、大宮法科大学院
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学

高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

○　支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

１．実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※　４年制大学の場合、１３単位（標準単位数１２４単位の１割相当）

＊　オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

＊　学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

２．法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が２人以上含まれること。

３．授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

４．関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○　教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

➤次の３点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

①　直前３年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス　（法人の決算）

②　直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス　（法人の決算）

③　直近３年度全ての在籍学生数が収容定員の８割未満※　（大学等の状況）

※　専門学校の経過措置　～令和２年度：６割未満、　令和３年度：７割未満、　令和４年度～：８割未満

対象機関リストはこちら：*http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm*

高等教育関係予算の推移【Ｈ１６～Ｒ２年度】

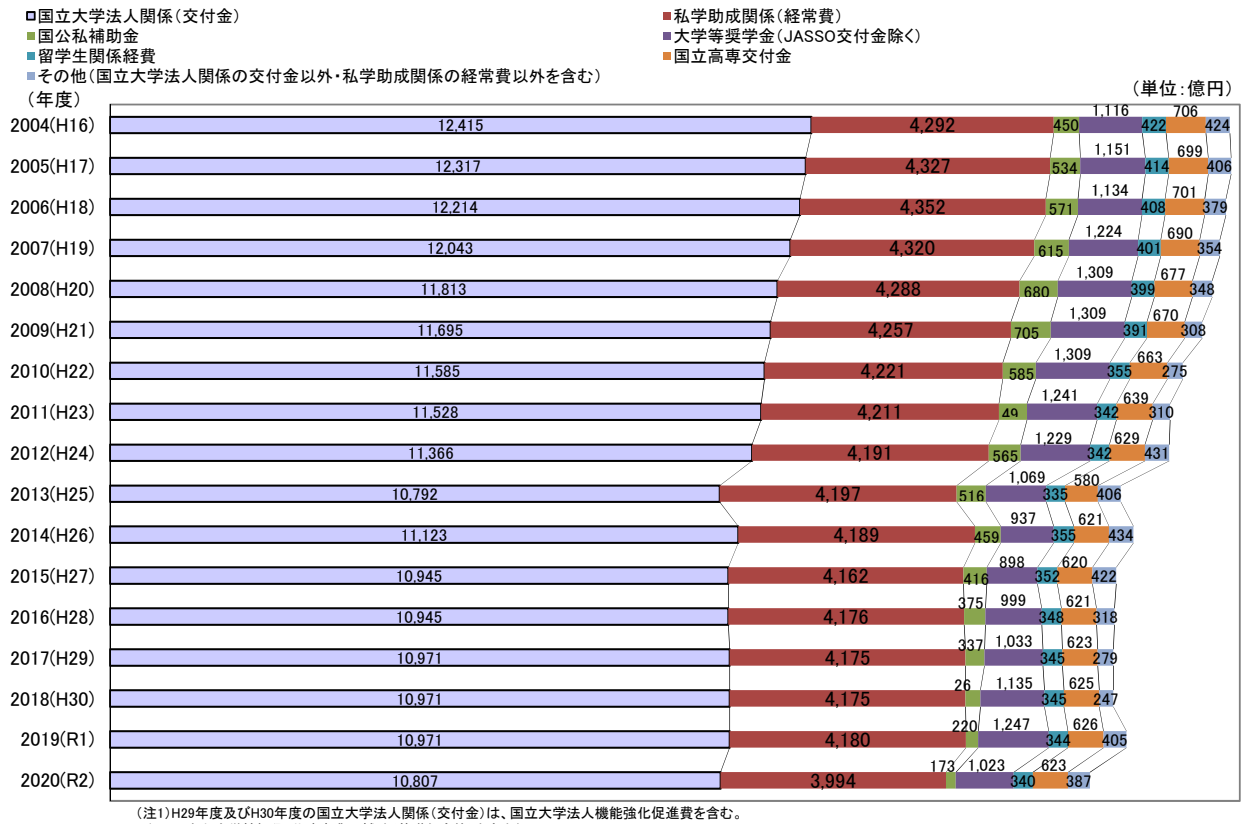

（注1）H29年度及びH30年度の国立大学法人関係（交付金）は、国立大学法人機能強化促進費を含む。
（注2）日本私立学校振興・共済事業団補助（基礎年金等）を含まない。
（注3）私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分（子供・子育て支援新制度分）を含まない。
（注4）復興特別会計計上分（H26年度：175億円、H27年度：193億円、H28年度：50億円、H29年度：31億円、H30年度：17億円、R1年度：9億円、R2年度：10億円）を含まない。
（注5）R2年度には、上記のほか、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分（内閣府計上）がある。
（注6）R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含む。
〔　R1年度：国立大学法人関係：30億円、私学助成関係：78億円、その他：57億円（船舶建造費）
　　R2年度：国立大学法人関係：28億円、私学助成関係：38億円、その他：57億円（船舶建造費）　〕

高等教育への公財政支出（対ＧＤＰ比）

国の経済規模（GDP）に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。

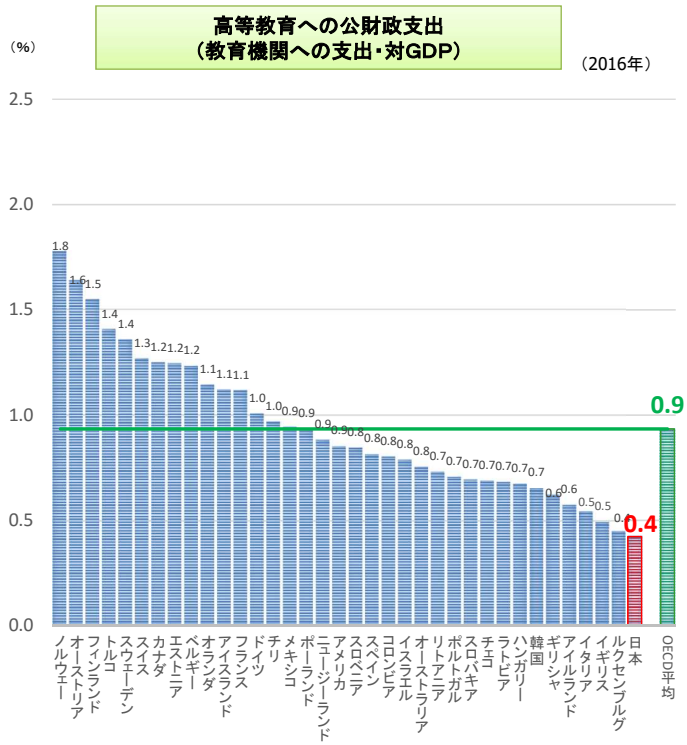

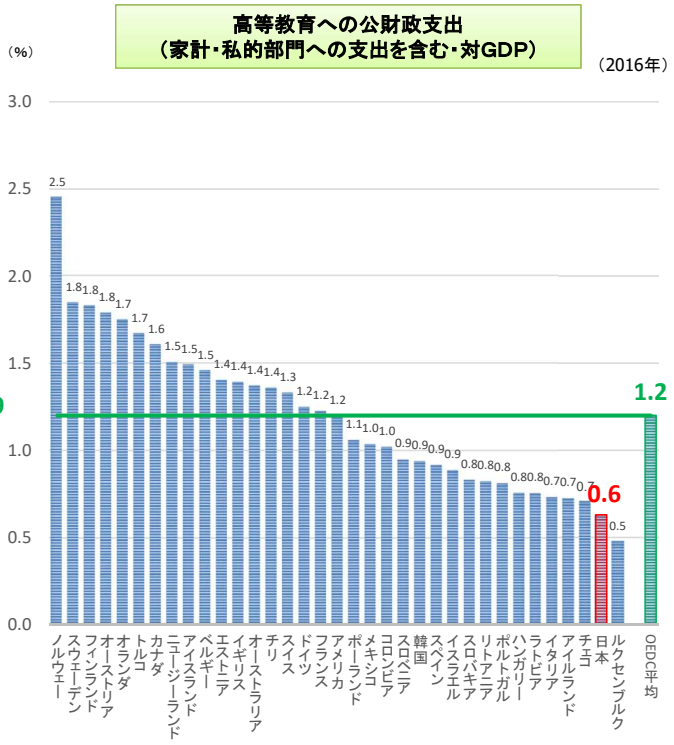

注1：「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。　注2：我が国の参照年度は、2016年度（平成28年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2019（図表でみる教育2019）」

高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。

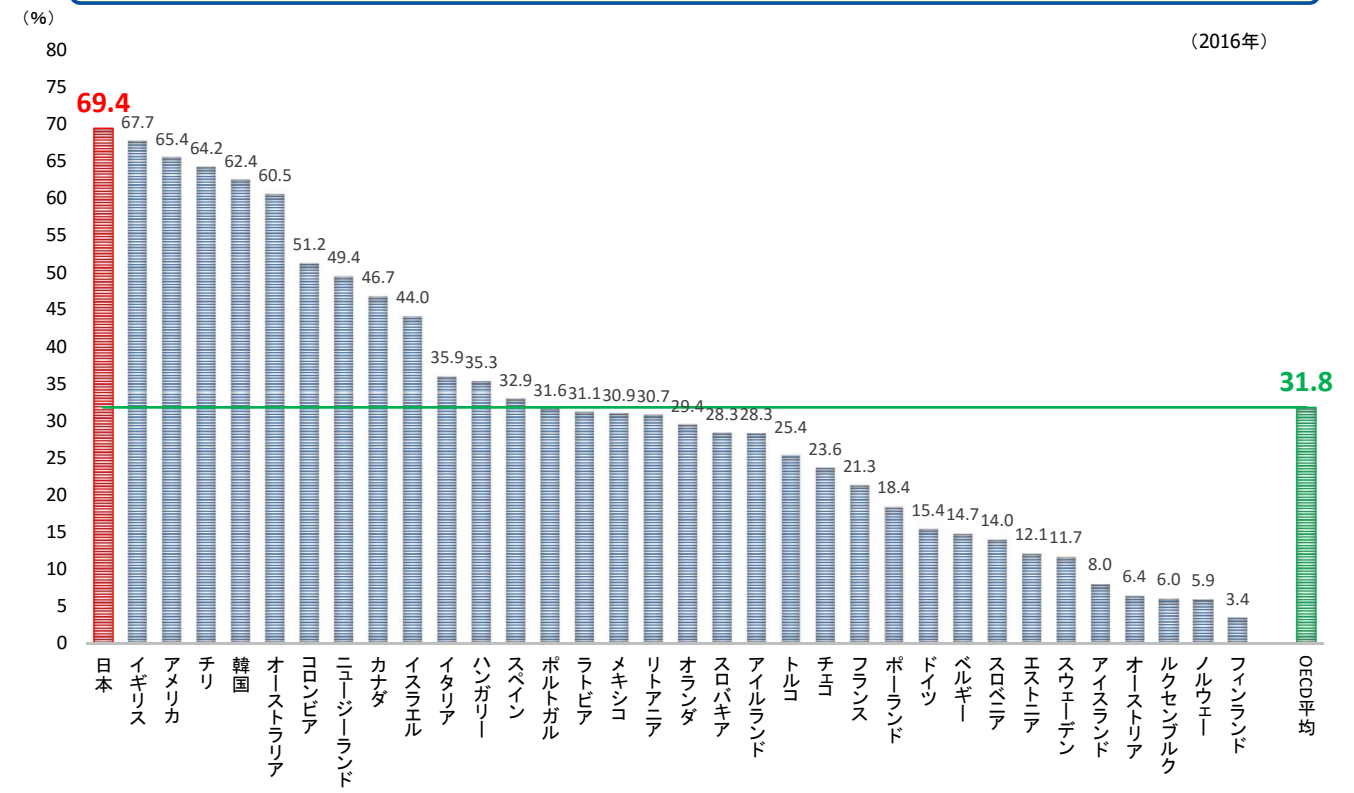

注：我が国の参照年度は、2016年度（平成28年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2019（図表でみる教育2019）」